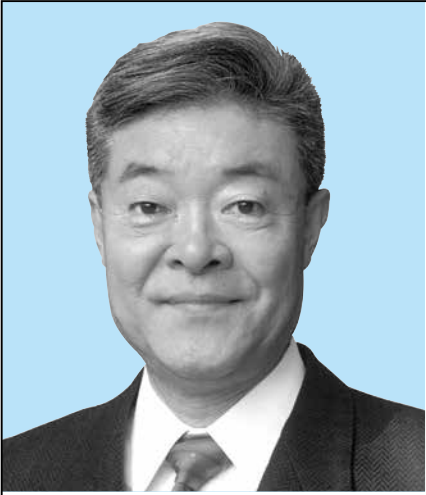




目黒区議会議員 ジャーナリスト・目黒区行政監視団代表

須藤 甚一郎

す どう じん いち ろう

目黒区の問題
がよくわかる 政務活動レポート

最新YouTube版 須藤甚一郎「ウィークリーニュース」(804号)は、憲法違反の小学校長交際費の特集です。ご覧ください!QRコードですぐ見られます。

<http://home.f04.itscom.net/sudo-j>

ホームページでYouTube版「ウィークリーニュース」の動画が見られます。

スマホ、携帯電話で「ウィークリーニュース」が見られます



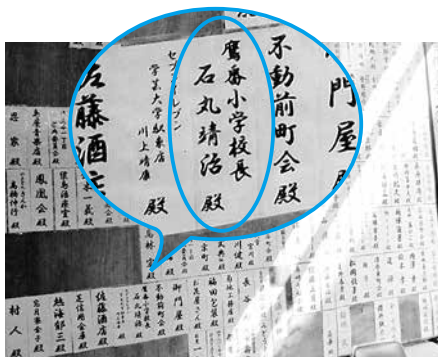
区民と共に闘う無所属! 須藤甚一郎



憲法の政教分離原則を無視する
尾崎富雄教育長



青木英二区長は、
小学校長に毎年、
区長交際費を支給



目黒区民・宮内実太郎さんが、撮影した鷹番小学校長が
碑文谷八幡の祭礼に3千円奉納した証拠だ



なぜ、地裁・高裁・最高裁までがそろって棄却したのか?
憲法20条89条違反! 政教分離の原則に違反明らかなのに!
目黒区立小学校長29人! 神社仏閣へ交際費50万円も支出した!

**おかしいぞ!
憲法20条89条違反なのに
最高裁までが、なぜ棄却した!**

私、須藤甚一郎は平成30年7月25日付で、目黒区立小学校長ら合計29人が、交際費の使途基準を無視して、総額50万円も神社仏閣に支出した。明らかに憲法20条、89条に違反であり、憲法で規定する「政教分離の原則」に違反するので、最高裁に上告理由書を提出した。

そこで私は、憲法違反の住民訴訟を提起した。しかし、東京地裁、東京高裁、では公金を神社仏閣に支出してはいけないのに、すれも棄却されたのである。

目黒区教育委員会の次長や何人もの課長ら5名が、共同して校長ら神社仏閣へ支出した金額を補填したのである。つまり、目黒区は損害が補填されて、法律上請求棄却になるというわけである。

しかし、そんなことをしても、29人の校長らが支出した公金による交際費は、支出されたままであり、公金が補填されたわけではない。

昭和53年3月30日のつぎの最高裁判例があるので、それを引用した。

「最高裁昭和53年3月30日の判例(民集32巻2号485頁)は、直接には提訴手数料に関するものであるが、住民訴訟の意義について次のように判示している基本的な判例である。

「住民訴訟はいわゆる4号請求の場合不法行為損害賠償請求訴訟なり不当利得返還請求訴訟の形式をとるから、損害が補填された場合には、それだけで請求棄却になる。

しかし、住民訴訟は、本来は、賠償請求だけが主たる目的ではなく、地方公共団体の財政上の違法を是正・防止することが目的である。したがって、地方公共団体の財務会計行為が、最終的には損害が補填された場合でも、財務会計行為が違法であれば、これを明らかにすることも住民訴訟の目的とすべきである。

繰り返しになるが、判例のつぎの部分は重大な判断である。損害が填補された本件にもあてはまり、損害がないとしても、賠償請求だけが目的ではない。」

判例は続けて述べる。「しかし、住民訴訟は、本来は、賠償請求だけが主たる目的ではなく、地方公共団体の財政上の違法を是正・防止することが目的である。したがって、地方公共団体の財務会計行為が、最終的には損害が補填された場合でも、財務会計行為が違法であれば、これを明らかにすることも住民訴訟の目的とすべきである。損害がないとして、その判断を行わないのは、財務会計行為が違法かどうかの判断をうやむやにし、再び同じ事が行われるおそれがある。これは住民訴訟



の意義に反する。普通の民事訴訟とは違うと解すべきである。」

「損害がないとして、その判断を行わないのは、財務会計行為が違法かどうかの判断をうやむやにし、再び同じ事が行われるおそれがある。これは住民訴訟の意義に反する。普通の民事訴訟とは違うと解すべきである。

この観点からすれば、違法な財務会計行為によって生じた損害が補填されて消滅しても、審理と裁判所の判断の順序としては、損害論から入るのではなく、違法性、故意過失、損害の順で判断することが住民訴訟制度の趣旨に合致するものである。」

以上

須藤コメントはこうだ!

私が平成30年(行サ)第89号で引用した「最高裁昭和53年3月30日の判例は、極めて厳しく正しい判決である。

たとえば、「しかし、住民訴訟は、本来は、賠償請求だけが主たる目的ではなく、地方公共団体の財政上の違法を是正・防止することが目的である。したがって、地方公共団体の財務会計行為が、最終的には損害が補填された場合でも、財務会計行為が違法であれば、これを明らかにすることも住民訴訟の目的とすべきである。」

さらに「「損害がないとして、その判断を行わないのは、財務会計行為が違法かどうかの判断をうやむやにし、再び同じ事が行われるおそれがある。これは住民訴訟の意義に反する。普通の民事訴訟とは違うと解すべきである。」

まさに、このとおりである。

しかし、目黒立小の29人の校長らは、禁止されている神社仏閣への交際費約50万円を支出したのに、地裁、高裁、最高裁のいずれもが、目黒区の幹部職員によって、神社仏閣で支出した金員はすでに補填されているとして、損害がないとして、棄却にしてしまったのである。政教分離の原則に違反することも、財務会計行為違法が否かも、うやむやにしてしまったのである。

目黒区幼児虐待死事件 再発防止策をどうすべきか



5歳の女の子・結愛ちゃんが虐待され死亡、やっと覚えた「おねがい ゆるして」は涙なしには読めない。結愛ちゃんは、2人は1月下旬ごろから十分な食事を与えずに栄養失調状態に陥らせ放置。

3月2日には、低栄養状態などで起きた肺炎の疑いがある。

再発防止の区民の陳情書を全員一致で採択。再発防止はどうすべきか!

目黒区内アパートで、5歳の女兒・結愛(ゆあ)ちゃんが義父に殴られ死亡。両親は逮捕。目黒区民から再発防止策の陳情があり、全員一致で採択された

平成30年6月7日

陳情者 目黒区民 宮内実太郎

すでに新聞・テレビ等で報道されているが、5歳の女兒・結愛(ゆあ)ちゃんが今年3月、目黒区のアパートで養父に殴られたのちに死亡。両親は保護責任者遺棄容疑で逮捕されている。結愛ちゃんがノートに書き残し「もうパパとママにいわれなくても しっかりとじぶんから きょうよりもっとあしたはできるようにするから もうおねがい ゆるして ゆるしてください

命救う機会 3度逃す



11月15日「東京新聞」

い おねがいます ほんとうに もうおなじことはしません」

両親に教えられた文章だというのが、涙なしでは読めない文章だ。

幼児虐待死を再発させないために、どうすればいいのか。

東京には児童相談所が11か所ある。目黒区を管轄しているのは、品川児童相談所である。

- ①品川児童相談所と目黒区の子ども家庭支援センターのより一層の連携が必要である。
- ②地域の民生児童委員と協力し、より十分な見守りが望まれる。
- ③警察と子ども家庭支援センターが情報共有し、素早く対応すること。
- ④虐待の事案は性までに経緯をしっかりと検証することが必要である。

目黒区民発言 ①

目黒よもっとガンバレ!

須藤甚一郎様

先日、とても天気の良い週末でしたが、銀座のみゆき通りで、偶然お見かけして、「エ、エ、エ?あのテレビの須藤さんなのかしら?」と思い、つい立ち止まってしまいました。白髪になられて少しふっくらして「好好爺」(失礼ですよ。すみません)という雰囲気は、昔のテレビのイメージとはだいぶ違いましたが、お連れの方も昔、テレビで拝見したお顔のようでした。楽しそうに歩くお二人でしたが、今の銀座の雑踏をどう思われているのでしょうか。

私も仕事人間だった主人を数年前に亡くし、久々に友達と銀座を楽しもうと思い、出かけたのですが、あまりの人の多さに気後れしてしまいました。人、人、人、それもほとんどが外国人。人混みに圧倒され、友人達とまともにまっすぐ歩くこともできず、これ

が今の日本、東京の実態なんだとつくづく思いました。

でも、ふわっと何年も前の、昔のあの頃を思い出し、パソコンで「スドウジンイチロウ」と打ったら、出て来ました。出て来ましたよー。今の須藤さんは目黒区の区議会議員をなさっているのですね。あの当時の鋭い語り口で、議会でもやり取りをなさっているのでしょうか。YouTubeも見せていただいています。まだまだバリバリ現役なのですね。

これからも私たちの世代の代弁者としてもっともっと頑張ってください。

時は移り、今は銀座の並木道も今年の悪天候のせいなのか、都政、国政の悪政策のせい、息苦しい、淋しい限りです。あの頃をもう一度とは、私ももう言えない歳ですが、須藤さんのお元氣な姿、また、目黒区政、都政、国政への痛烈な物言いに大変励まされました。

私は目黒区民になりたてですが、私達の世代の思いを代表して、これからも辛口でバリバリ物を言っていたいだきたいと思います。

失礼とは思いつながら、一筆啓上申し上げます。

目黒区民発言 ②

須藤甚一郎議員様

我が家の、とある日の散歩ワンワン談議

A太郎「何かこの頃、目黒川臭いワーン」
B子「何よ、アナタ、ナンカ鼻の上に汚い落ち葉、ひっついてるワン、落ち葉じゃなく、落ちこぼれ?」
A太郎「なんだ、ワン!!そっちこそ、足元気を付けれ!若い子の落とし物でもワンづけるなよ。」
B子「フーンだ!今に私もあの小さい子たちがいっぱい乗ってる、四角のあの乗り物に乗って散歩するワン」
A太郎「バカ!!あんな、ギョウ詰めに乗ったら、踏みつぶされるぞ、だワン」
B子「私を誰だと思ってるの?昔はこころへんで、ワン、ワンいわせたのよ」
A太郎「それは失礼!!それにしても、いまにこころもピカピカ訳もなく光るんだろうなあ。去年はブルーだったか、一昨年もブルー。冬なのに寒々としたワン」
B子「何をバカなこと言ってる。青の洞窟とか何とかいうのよ〜ですワン」

A太郎「じゃ、一緒に探検というワン」

B子「いえいえ、そのうち私たち立ち入り禁止にされるワン。」

A太郎「いやだねえ、歳は取りたくないね、何か今の世の中みていてみたいだワン」

B子「うーん、そうしたら、目黒区には「はなはだしい」一郎さんという議員さんがいたわよね。一緒に吠えてもらうワン」

A太郎「はなはだしいって、「甚」っていう甚一郎さんのことかい?」

B子「ワン!ワン!分かった!須藤甚一郎議員だワン」

A太郎「よし!!今日ももっと吠えまくるぞ!だワン!ワン!ワオオーン!」

と、今日の我が家の愛犬たちの会話でした。

まさに今の世の中を代弁していて多いに共感!共感!これからも聞いて続けてください!という願いを込めて

目黒区大橋在住
目黒区民&目黒区わんこ一同

区民はもっと吠えろ!

目黒区で虐待死 結愛ちゃん事件を思う



元目黒区議
宮本 なおみ
(82歳)

多くの人がテレビの釘づけになった
船戸結愛ちゃんは目黒区東が丘のアパートで両親の虐待によって死亡した。今年の3月2日である。5歳であつた結愛ちゃんは厳寒の冬の季節であるから、当然のこと手足は凍傷になっていたという。普通であればいたずら盛りが一番可愛い時期である。したがってニュースになるとたちまち巷の話題となった。

体重は5歳児平均を下回る7キロというから、他の5歳児の3分の2となる。食べ物も満足に与えられていなかったのではないだろうか。利発そうな写真と「もうおねがい ゆるして ゆるしてください」と書き残している。5歳児がそんな言葉を普通は使わない。何か「せつないー悲しさ」を感じて、「目黒区の」「目黒区の」と数日、テレビや新聞に出ると、当時、私はじっとしていられない気分になったものであった。この時、須藤甚一郎さんも同じ思いでいたらしく、議会で質疑をすることとなる。

安倍政権の下では、生活格差が広がり貧困世帯は増加し、苦しくなる一方だ。勢い子ども達にしわ寄せがなされることは必然である。子ども虐待問題は、かなり根深く広い階層の中に沈殿して増加しているに違いないと思わざるを得なかった。

ここまで話題になると、議会でも取り上げざるを得ない須藤甚一郎さん。質疑をすることになったので傍聴に出かけてみた。前から感じていたことではあるが、目黒の本会議場は傍聴席から見ると縦穴のような深い谷底形になっていて、議員と区長が底の方でなにやらやりとりしている。傍聴者は谷底を覗くようにして聞いているが、まあ、半分ぐらいしか私には聞こえなかった。そのうち詳しい話を須藤さんに聞かなくてはと思いながら忙しさにかまけていて、10月4日、約半年の空白を経て「厚生労働省専門委員会報告」が一斉に報道され、再度、須藤さんと会うことになった。

児童虐待は深まり広がっている

須藤甚一郎さんからいただいた資料によると、9月5日に目黒区の議会運営委員会では、「児童虐待の未然防止と要保護児童早期発見に向けた警察との情報共有に関する協定」の報告がなされている。子ども達を巡る環境は年々内容が深刻化しているようである。その中で児童相談所は東京都人口が約1,380万人もいるのに、たったの11か所しかない。目黒区の子育て支援部に聞いてみると、船戸結愛ちゃんの担当をした品川児童相談所は、品川・目黒・大田と三区のエリアをカバーしなければならない。百万人以上の人口を抱えているエリアである。17歳未満の児童の数は、この約12%位としても13万人以上おり、到底児童相談所一か所では、その任務を果たして行けないのではないかとされる。

虐待問題の中には、少女が父親から受ける性的虐待などもある。これなどは絶対に表面には出てこない。少女が自立し大人になって告発するまで分からないのだ。結愛ちゃんの事件は氷山の一角でしかないような気がするのだ。

目黒区の場合でいうと、昨年度の統計で年間通報を受けている回数が29件なのだそうです。そして現在注意して見守っていないといけないと思われるケースは173件あるという。品川児相が中心となろうが、目黒区としても7人ほどでフォローしている。虐

待によって児童が死亡するケースが後を絶たない時代であることを考えると、早い段階で、母親の十分な相談に乗ることのできる、ゆとりある児童相談所が必要となってくる。目黒区からでもいい、保育園同様、充実した中身を持った児童相談所や児童保護施設を細かく配置するよう国や都へ要望する必要があるのではないかと。厚生労働省は全国で2,000人増員を決めたというが抜本策とはならないであろう。多摩地区を含めて東京で11か所というのは時代にそぐわないのではないだろうか。

厚生労働省の聞き取り調査と、政治の腐敗と人間のすさみ

厚生労働省の専門委員会の調査経過を見ると、結愛ちゃんは2016年8月から2018年の3月に亡くなるまで、一年以上に渡る期間(一時保護期間を除く)虐待を受け続けていた。いやもっと何年もの長い期間かもしれない。2016年、2017年の二回、合計5か月と10日、一時保護を受けており、いずれも傷やこぶ・あざなどが見受けられたとのことである。こぶや傷が見受けられるようになれば、内的にはもっと深いダメージを受けていて、香川県の医療機関に「父から暴力を受けている。家に帰りたくない」と結愛ちゃんは訴えた。二回も訪ねて、会えなければ危険度としても最終段階ではないか。香川県児相は、危険度は「中程度」とし、詰めた検討がなされなかった。何かが欠落しているのだが、圧倒的に人手も足りないはずだ。そして現実には女性の劣悪な労働条件、世界でも類を見ない日本の狭隘な居住環境、閉ざされた生活空間の中での子育て、母親としての力量不足も自分を振り返ると感じる時がある。複雑で難しいものがあるが、親身になった対話力を行政はどうつくるか知恵を絞らなければならない。

しかも今年のスポーツ界における権力的支配と暴力事件の数々、総理大臣の嘘とごまかしと無責任、パワハラ・セクハラ何でもありの時代になって、「今だけ金だけ自分だけ」の風潮が蔓延しているのである。子どもの世界に影を落とし、子育て世代、働く現場、見捨てられていく下流老人たちなど、この問題を通して聞かえてくるようだ。

大企業は税率が下がってウハウハの大儲け。何が道徳教育なのだろう。安倍晋三にこそ道徳教育を受けさせよう!何が6,000億円の「イージス・アショア」なのか。世界では平和構築に向け努力している国もあるのに、海を破壊して辺野古に6,000億円(否算出不能な額となる)の基地を造るとは!あきれ果てる。税金の使い道が間違っている。青木区長も安倍総理を反面教師とし、報われない区民の方を向いて区政をやってほしいと切に願うのだ。



11月は児童虐待防止月間だ

11月は児童虐待防止推進月間で
す30年度児童虐待防止推進月間
標語

未来へと命を繋ぐ

子どもの虐待に気付いたら、子ども
のものを一番に考えて連絡(通告)
してください。内容・連絡者(匿名
可)に関する秘密は守ります。

相談・通告

子ども家庭支援センター
☎5722-9743
<月～金曜日 8:30～17:15>
品川児童相談所
☎3474-5442
<月～金曜日 9:00～17:00>
夜間・休日などで緊急の場合は
児童相談所全国共通ダイヤル
☎189<24時間対応>

虐待を疑うきっかけ

- ・大人の怒鳴り声や子どもの泣く声
が聞こえる
- ・家の外に締め出されている
- ・夜遅くに子どもだけで外を歩い
ているほか連絡する際のポイント
(分かる範囲で構いません)
- ・いつ頃から、どこで、どんなふう
に
- ・子どもの様子、時間や回数、けが
やあざの有無
- ・分かれば、子どもの住所(目印も
可)、氏名、年齢、性別、学校名など
小学生でも読めるよ!安倍晋三首
相「背後」を「せいご」と読み大恥
かいたぞ

児童虐待の未然防 水の警察との協定 締結

児童虐待の未然防止と要保護児
童の早期発見に向けた警察との情
報共有等に関する協定の締結につ
いて

1.概要

目黒区(以下「区」という。)と警視
庁目黒区警察署及び警視庁碑文谷
警察署(以下、「区内両警察署」とい
う。)が対応する児童虐待相談は、
年々内容が深刻化し、双方がこれま
で以上に、緊密に連携しなければ解
決できない案件が増加している。

区はこれまで、要保護児童対策
地域協議会(※)などを活用して、区
内両警察署との連携を図ってきたと
ころではあるが、児童虐待の緊急性
の有無などを的確に判断するために
必要な情報量を増やす等、より一層
の連携を行い、児童虐待対応に取り
組む必要がある。

ついては、区と区内両警察署の間
で情報共有等に関する協定を締結し
、児童虐待の未然防止と要保護児
童の早期発見を図ることとする。

※虐待を受けている子どもを始め
とする要保護児童の適切な保護を
図るため、関係機関等により構成
され、要保護児童及びその保護者
に関する情報の交換や支援内容の協
議を行う会議体(児童福祉法第25
条の2)。

2.協定締結の効果

区及び区内両警察署が相互に必
要な情報を確実に共有し、児童の安
全確認及び安全確保をより確実に行
うことで、これまで以上に、迅速で
的確な児童虐待対応が可能になる。

性的マイノリティーの東郷健も カルーセル麻紀也大活躍!



カルーセル麻紀さん

目黒区議会の9
月定例議会には、
「同性パートナ
ーシップの公的承認」
の陳情が提出され
た。しかし、委員
会で採択されずに
、継続になっている。
陳情者の陳情の趣
旨は、2015年には渋谷区で「同性パート
ナーシップ条例」が作られ、その後
に世田谷区では「パートナーシ
ップ宣誓制度」が作られたのが
きっかけで、伊賀市、宝塚市、那
覇市、札幌市、福岡市、大阪市
でも同性でも同性パートナーの
承認制度が開始されています。

性的マイノリティの理解の促進、
差別の解消につながるというのだ。
しかし、ぼくらが見た過去を振り
返してみると、性的マイノリティの
方たちが、自ら差別等と闘いなが
ら、打ち破ってきたのは確かであ
る。

ぼくは雑誌記者として、あるいは
テレビ記者として、性的マイノリ
ティとして闘った人々たちをよく
知っている。まず、「おかまの東郷
健氏!男から女になったカルーセ
ル麻紀よ!」といつも元気で綺麗
なカルーセル麻紀さん。

東郷健氏が参議院選挙に出馬し
たのは、昭和47年だった。姫路
でラーメン店、高級おかまバー
などを経営していたが、突如、参
院選に全国区に立候補した。新橋
駅前のおかまバーを貸りきって
選挙事務所にした。当時はまだ
全国制があった。「あたし東京の
ことなにも知らないの」と、石原
慎太郎のヨットの手伝いをして
いた学生が選挙車のドライバー。

イギリスのタブロイド新聞で 「おかまによる、おかまの ための、おかまの政治!」が 大評判だった!



東郷 健さん

選挙戦の第一声は、浅草の雷門
に選挙車を止め、派手な和服姿
の東郷健が選挙車によじ登り、
でたいスピーカーでアメリカの大
統領リンカーンの演説「人民に
よる、人民のための、人民の政
治!」をパクって、「おかまによる、
おかまのための、おかまの政治!
」と怒鳴った。

雷門の真ん前は、大騒ぎだった。
「ありや誰だ!」何者だ!ってそご
かったぜ。ぼくが、ジャパント
タイムズの記者だったアメリカ人
が社長の通信社に飛び込み、ア
メリカ、イギリスの新聞に東郷
健の写真を掲載しよう知恵を絞
ったのだ。

ぼくがアメリカ人の社長に東郷
健のことを伝えたと、「参院選挙
のスローガンは何だ?」と聞いた
ので、「リンカーン大統領の演説
を真似て『おかまによる、おか
まのための、おかまに政治だ!』
と言ったら」大笑いしながら、
OK!と。

若い週刊誌のカメラマンが雷門
の前に張り付かせておいたので、
社長は撮った写真をすぐにイ
ギリスのタブロイド版の夕刊紙
に送った。英国に写真が到着す
ると、すぐに東郷健写真付きの
新聞が大評判になった。

カルーセル麻紀は、バラの花の
タトゥー(入れ墨)が太腿に彫
ってあったので、英国、フラン
スで大評判だったという。

同性パートナーシップの 公的承認について

【陳情の趣旨】

2015年に渋谷区でいわゆる「同
性パートナーシップ条例」が作
られ、世田谷区では「同性パ
ートナーシップ宣誓制度」が作
られたことがきっかけとなり、
伊賀市、宝塚市、那覇市、札
幌市、福岡市、大阪市でも同
性でも同性パートナーの承認
制度が開始されています。また
、中野区、さいたま市、千葉
市、名古屋市、長野市でも実
施する方向が示されています。

家族を形成し、社会から承認を
得ることは人としての根源的な
欲求です。異性愛者には、家
族を形成し、法的に保護がな
される一方で、同性と親密な
関係を築きたい人をそこから
排除することは正当なこと
でしょうか。そのため、同性
カップルを含む「パートナ
ーシップの公的承認」のため
の導入に向けた協議を開始し
てください。そのことが性的
マイノリティの理解の促進、
差別の解消につながり、マ
イノリティが自分らしく生き
られる社会が実現すること
になると考えています。

【陳情事項】

目黒区でも同性パートナーシ
ップの承認制度を創設し、そ
の存在を公に認める方策をと
ることにより、目黒区を性的
マイノリティにとっても住み
やすい、魅力ある多様性を認
められる都市にして頂きたく
、導入に向けた協議を開始し
てください。

えっ? 安倍首相が「背後」を読めず!!

安倍晋三首相が2018年9月26
日(日本時間)、米ニューヨーク
で開かれていた国連総会の一
般討論演説で、「背後」(はいご)
を「せいご」と読み違えた一幕
があった。国連総会だから外国
人が多く、ボロ隠しにはなっ
たが、安倍首相が公の場で誤
読するのは、これで2度目。2
017年1月24日、参院本会議
で「云々」(うんぬん)を(でん
でん)と読み間違え爆笑され
た。よっぽど学がないんだ。小
学生が勉強する『うんこ漢字
ドリル』はどうだ!

安倍晋三首相が11月2日の衆
院予算委員会の答弁で、自ら
を「立法府の長」と

言い間違えた。首相は過去の
国会答弁でも同じような言い
間違えをしたことがある。

国民民主党の奥野総一郎氏が
「(国会議員の)定数削減に真
剣に取り組むのか」と質問。首
相は「我々は15議席削減した
。削減が多ければ多いほどい
いのか、という議論しなければ
ならない」と言ったあと、「私
はいま立法府の長として立っ
ている」と述べた。

委員会室がざわつく中、「失礼
、すみません。行政府の長と
して立っているわけで、立法
府の議員定数について、私が
少な

い方がいいと言ったことがあ
ってはならない」と語った。



目黒区職員のセクハラ 事件を青木区長が隠したか?

一般質問、セクハラ事件を追う!

質問者氏名 須藤甚一郎

目安時間 30分

目黒区職員が帰宅する女性を送る際 にセクハラ事件を起した、送り狼 (おかみ)事件だ。

目黒区は去る平成30年6月1日
付けで、目黒区役所で働く部長
、課長ら管理職から部下の一
般職まで全員に、A4判に事件
の概要が書かれた文書が配布
された。しかし、区議会への
報告はないし、議員個人にも
まったく報告がない。いった
いどういうことなのか。文書
にはことあるごとに「わたし
が責任者だ」と発言する青
木英二区長ではなく、総務部
長(関根義孝)の名前があっ
た。

配られた文書のタイトル(見出し)
は、「服務規律の遵守と違反事
故の再発防止について」と書
かれていた。配られた文書に
書かれた内容はこうだ。「区
職員が女性を送って帰る際
に、セクシャルハラスメント
に該当する行為を行う事件
が発生しました」とある。セ
クシャルハラスメントとは、「
性的に嫌がらせをすること」
である。普通はセクハラと呼
ばれ、セクシャルハラスメン
トの略語、通常語だ。

若い女性を家まで送るように
見せかけて、乱暴しようたく
らむのは、古くから「送り狼
(おかみ)」といわれる。国語
辞書・大辞林第3版(三省堂)
:「若い女性に親切そうに家
まで送るとみせかけて、す
きがれば乱暴しようたくら
む男」と定義されている。

平成30年6月1日付で、女性
に性的な嫌がらせを行った区
職員は、定職10日間の懲戒
処分された。目黒区の最高決
定機関の政策決定会議に報
告済みである。職員全員に配
られた文書を読んでも、何が
起きたのかははっきりしない。
セクハラに該当する行為とい
われても、クイズじゃあるまい
しわからない。

目黒区職員は、これまでに痴
漢、盗撮など破廉恥(ハレン
チ)や猥褻(わいせつ)な事件
をたびたび起してきた。青木
英二区長が区長になってから
の職員に対する懲戒処分の状
況(目黒区作成)を紹介する。
「痴漢などワイセツ事件でこ
んなに懲戒処分があったのか
」と、区民は驚き、怒ら
だろう。

質問 青木英二区長に聞く

(1)今回のセクハラ事件で青木
区長は、責任者としてトップ
に出ず、関根総務部長名で文
書を配布したり、再発防止
と言いつつ、区民の最高責任
者として卑怯なやり方だ。そ
れでは再発防

止は無理だ。なぜ、そんなや
り方をしたのか。(2)送り狼
、セクハラ事件は、職員に対
する懲戒処分の状況を見れば
わかるように、目黒区の痴漢
、盗撮などワイセツ行為はあ
とを絶たない。特別区23区
中で最悪だと言われたことも
あった。青木区長は「再発
防止、再発防止」と鸚鵡(お
うむ)返しに言うだけで、
ワイセツやハレンチ行為を
退治する意気込みと計画はあ
るのか。

職員に対する懲戒処分状況の状況(平成18年度～平成29年度)				
No.	年度	処分日	処分内容	処分理由
1	29	29年12月5日	懲戒免除	生活保護受給者の預金等窃盗
		29年12月5日	減給(1/10、1月間)	上記事実に対する監督責任
2	27	29年2月25日	停職2月間 停職1月間	出勤遅延(2名)(2名)
27年11月19日		停職6月間	盗撮行為(神奈川県条例違反)	
27年5月11日		停職10日間	傷害事件(駅員への暴行)	
27年5月11日		停職10日間	通勤中不当不正処置	
6	26	26年8月29日	停職1月間	痴漢行為(神奈川県条例違反)
7	25	25年7月23日	懲戒免除	盗気取り運転、当て逃げ
8	24	24年5月29日	停職2月間	痴漢行為(千葉県条例違反)
9	23	23年10月31日	減給(1/10、1月間)	バイク通称等運転
10	21	21年12月20日	停職2月間	非常勤職員に対するセクハラ行為
		21年10月13日	停職1月間	盗撮行為(神奈川県条例違反)
12	20	20年4月25日	停職1月間	区施設への無断侵入(約1年)
		20年4月25日	減給(1/10、1月間)	痴漢行為(千葉県条例違反)
14	19	19年11月12日	戒告	交通事故(公称中、安全確認不十分)
15	18	19年2月8日	戒告	私事欠勤
19年2月8日		減給(1/10、2月間)	職務専念義務違反(時間外外出、勤務中私的メール)	
17	17	18年4月7日	減給(1/10、3月間)	庁用バイク私的使用
		18年4月7日	戒告	上記事実に対する監督責任
18	16	16年4月9日	懲戒免除	私事欠勤(前年度停職処分あり)
		16年4月9日	懲戒免除	収容事件

※ 痴漢行為に係る処分は

※ 事件行為に係る処分は除く

目黒区自由が丘三丁目の3,600㎡余の貴重な一等地が、目黒区に遺贈されるのか？

(遺贈とは、遺言によって財産を与えること)

遺贈（自由が丘三丁目の不動産及び動産）の申出への対応について

1. 経緯

平成30年4月4日付で、遺言執行者（弁護士）から目黒区長宛てに遺言執行に関する通知が提出された。遺言の内容は、平成29年10月20日に死去したA氏が保有する目黒区自由が丘三丁目の不動産及び動産（以下「不動産等」という。）を東京都に遺贈すること、東京都がこれを受けない場合は、目黒区に遺贈するというものである。

その後、平成30年6月27日に東京都が第2回東京都議会定例会における議決により権利の放棄を決定したことを踏まえて、7月2日付で、遺言執行者から目黒区長宛てに改めて目黒区を遺贈先とする遺言執行に関する通知が提出された。

私、目黒区議会議員の須藤甚一郎は、昭和30年代には何度も平岩先生の自由が丘のご自宅を訪ねてものだ！

遺贈の対象になっているのは、自由が丘に住んでいた、犬、狼などに詳しい動物学者の故・平岩米吉さん（1898年～1986年）である。

イヌ、ネコ、ハイエナ、オオカミなどの動物に精通していた。多数の野生動物を自由が丘の自宅で飼育していた。私（須藤甚一郎）は、昭和30年代に東京大学（本郷）の正門前の井上書店で働き、都立小石川高校の定時制（夜間）で勉強していた。

井上書店は、自然科学の古書籍の売買では、日本一の書店であり、平岩先生はよく井上書店で書籍を買った。ぼくは本郷の井上書店から自由が丘の平岩先生のご自宅に届けたものだ。まだスクーターに乗るまえは、東京駅からバスで、自由が丘の平岩先生の家まで書籍を届けた。

庭がとても広く、庭では犬が放し飼いにされていたのを覚えている。先生は着流しスタイルで犬とじゃれていたものだ。当時は、まだ目黒通りもなく、環七もなかった。先生は狼を連れて、銀座通りを歩いて楽しんだこともあるそうだ。日本最後の野生の狼を自由丘の自宅で育てていたという。先生の自宅には、イヌ、オオカミなどはく製をはじめ数多く野生動物標本が、現在も保存されており、貴重なものだ。

平岩米吉先生の屋敷と動物標本などが、遺贈（死後に送られる）されるという。

2. 不動産について

(1) 不動産

- ア. 土地（地積3,604.74㎡）（位置図参照）
目黒区自由が丘三丁目158番5の土地
目黒区自由が丘三丁目160番1の土地
目黒区自由が丘三丁目161番の土地
イ. 建物（延床面積502.83㎡）

3. 遺言の内容

(1) 寄付先

不動産等は、東京都に寄付する。東京都が受けないときは、目黒区に寄付する。

ア. B氏の研究資料等を収蔵する資料館を、A氏の死去5年間は非公開とすること。それ以後は、専門の資格を持つ研究者のみに公開し、保存すること。

イ. B氏の住居及び研究執筆の場であった資料等が収蔵されている母屋、離れ、その他未登記の建物は非公開として維持すること。ただし、老朽化により、修理不能となった時は、中にある資料等を資料館に移してから取り壊すこと。

ウ. 資料館その他を含む敷地は、現存する地形や樹木等に出来る限り変更を加えず、B氏の氏を冠した入園有料の公園として使用すること。

エ. 2(1)に記載の不動産の寄付を受けた東京都や目黒区等の公共機関は将来においても前期記載の使用目的、使用法を変更せず、またいかなる個人、法人、宗教団体にも寄付したり条としたりせず、かつ有償無償にかかわらず、一切使用させないこと。

4.

(1) 遺贈受け入れの可否について

2020年地方公務員法改正 臨時、非常勤職員はようになる？

★2020年には、地方公務員法改正で、臨時職員、非常勤職員が大幅に改正されるという。現在の臨時職員、非常勤職員は、いったいどんな状況なのかをまとめてみた。

公務員の臨時職員、非常勤職員とは

臨時職員とは

公務員の臨時職員とは、正規職員が一時的に欠けるなどの緊急の場合や、臨時の職がある場合などに採用される人のことをいい、地方公務員法22条に基づいて任用されます。臨時職員の任用期間は6ヵ月ですが、場合によっては一回の更新があり、最大で1年間勤務することが可能です（ただし、実態としては1年間が過ぎたのち、一定の空白期間をもうけて再度雇用するケースもあるようです）。臨時の場合、一時的にはありませんが、正規の公務員とほぼ同等の立場で働くことになります。地方公務員法が適用されるため、副業は禁止といった決まりがあります。

非常勤職員とは

一方、非常勤職員は、定期間に専門的知識を要する職員を必要とする場合に雇用される職員であり、地方公務員法上の特別職の地方公務員です。

一週間のうち決まった日や時間のみ勤務する

ることが多いようです。

非常勤職員に関する条例は自治体によって異なっており、任用期間は一年以内と定められているところもあるれば、それ以上のところもあるなどまちまちです。

なお、非常勤では副業が認められているケースが多いようです。

臨時職員、非常勤職員いずれを目指す場合でも、それぞれの選考試験を受けて、任用される必要があります。

まれにハローワークで求人が出されることもあるようです。なお、募集は欠員があった際などに不定期で出されることも多いです。

給与と待遇

臨時職員や非常勤職員の給料は日給月給である場合が多く、一般的な公務員に比べてその水準は決して高くないとされています。ボーナスの支給は基本的になく、年収にして200万円に満たない人も少なくないようです。

正規職員へのステップアップは可能？

臨時職員や非常勤職員でありながら、正規職員を目指していくことは可能です。

ただし、臨時や非常勤の経験者でも、正規職員になるうえで特別に優遇されることはなく、他の受験生と同様に公務員採用試験を受けて合格し、採用される必要があります。実際、臨時や非常勤として働きながら、公務員採用試験への合格を目指して勉強を続ける人も少なくないようです。

平成20年2月に、私は青木区長を被告にして、処分取消訴訟を提起。同年11月に、東京地裁で勝訴。

平成21年9月には、東京高裁でも勝訴した。平成25年1月25日、最高裁での判決があり、処分した135,725円のうち107,375円は違法であり、処分取消で勝訴。

平成26年 区有施設見直し方針に関し住民訴訟。安倍総理「集団的自衛権行使の閣議決定は違憲」の行政訴訟提起。
平成28年5月 JR跡地(旧国鉄)住民訴訟
早稲田大学第2政治経済学部政治学科卒業
昭和14年(1939年)東京生まれ

発行日：平成30年11月20日
〒152-0034
東京都目黒区緑が丘1-11-3
電話：03-3723-8167
FAX：03-3717-6223
発行人：須藤 甚一郎

保育園に赤痢が集団発生！

目黒区内の保育園で細菌性赤痢の集団発生の事例があった。細菌性赤痢は、近年では重症化する事例は少なくなっていますが、感染力が強く、施設や家庭等でも感染が拡大することがあり、十分な注意が必要だ。

1 事例の概要

目黒区内の保育園(1園)に通園中の園児が下痢、血便を呈し、受診の結果、10月12日(金曜日)に細菌性赤痢と診断され、同日医療機関より目黒区保健所に発生届が提出されました。

同日、目黒区保健所は同施設を訪問し、調査及び衛生指導を行いました。また、10月12日(金曜日)から園児及び職員、20日(土曜日)からは園児の家族に対象を拡大して健

康調査を行い、感染源について感染症、食中毒の両面から調査を実施しています。

10月23日(火曜日)現在、細菌性赤痢の感染者は21名、うち園児20名、職員1名です(調理従事者は感染なし)。感染者は1名を除き有症状となっており、園児2名が入院しましたが、回復傾向にあり、現時点で重症者は確認されておりません。感染者については全て抗菌薬治療を実施しています。なお、症状がある園児、感染が確認された園児は、登園を控えていただいています。

平成30年10月23日

目黒区企画経営部広報課

03(5722)9621

体育館改修(17億円余)など、減多やたら使うが、変だぞ。

トンデモナイことである。目黒区議会では、目黒区民には通じない「理事者」「請願と陳情は同じ」「インターン」などの用語が跋扈(ばっこ)している。「理事者」は地方自治法には存在しないし定義もない。請願は地方自治法124条にあり、議員の紹介で請願書を提出し要求を願い出ること。陳情は地方自治法にない。「インターン」は区議会議員が自らの責任で使う外部の者のことだ。

「めぐろ区議会だより10月31号」

9月5日から28日まで定例区議会が開催され、一般会計等歳入歳出決算が認定された。しかし、私はつぎの反対討論を行い反対した。

反対討論

②目黒ムダ遣い多い

②「理事者」「請願・陳情」「インターン」とは？

目黒区はなぜムダ遣いが多いのか？ 私は平成29年度の一般会計決算認定も反対だ。2020年東京オリンピックを理由に中央

目黒区議会議員(無所属)ジャーナリスト

須藤 甚一郎

(すどうじんいちろう)

1967年以来、ジャーナリスト(雑誌記者、専門学校ジャーナリスト講師、夕刊紙編集員、テレビポーター、コメンテーター)として49年間活動。現在も週刊誌にコラム連載。政治、司法、医学、災害、事件から芸能ニュースまで取材範囲は幅広い。著書に「まっ黒長屋の物語」(三一書房)ほか多数。

平成11年4月 目黒区議選に初当選
平成15年4月 2期目区議選に3040票(1位)
平成19年4月 3期目区議選に4898票(1位)
平成23年4月 4期目区議選に3986票(1位)
平成27年4月 5期目区議選に4303票(1位)

無所属議員として、目黒区行政の不正、疑惑、税金のムダ遣いなどを徹底的に追及しつづけている。住民監査請求、住民訴訟、行政訴訟などの法的手段を使って、目黒区の行政チェックをやっ

ている。

こうした住民訴訟を提起してきた！

これまで、目黒区旧区役所・公会堂を随意契約で最高購入価格より39億円も安く売却したため、当時の区長の損害賠償を求め住民訴訟を提起した。他にも青木区長が、公務で新年会132回出席、115万円余を支出した事案。めぐろキャンパス内のレストラン「シェ松尾」の改修工事で、青木区長が公費470万円余を支出した事案。青木区長は「目黒区を楽しむ本」の制作、発行に1500万円支出したが、売上金2200万円余の金額が出版社の収入になった事案。子ども手当の目黒区負担分5億1800万円余の公金支出を差し止める住民訴訟を提起。

旧区役所売却に係る住民訴訟で、私は政務調査のための訴訟なので政務調査費の一部(135,725円)を訴訟関係の費用に充てた。

ところが、青木区長は平成19年、政務調査費の使途基準に反するとする違法な監査委員の勧告を受け、私に返還命令処分をした。そこで、

平成20年2月に、私は青木区長を被告にして、処分取消訴訟を提起。同年11月に、東京地裁で勝訴。

平成21年9月には、東京高裁でも勝訴した。平成25年1月25日、最高裁での判決があり、処分した135,725円のうち107,375円は違法であり、処分取消で勝訴。

平成26年 区有施設見直し方針に関し住民訴訟。安倍総理「集団的自衛権行使の閣議決定は違憲」の行政訴訟提起。
平成28年5月 JR跡地(旧国鉄)住民訴訟
早稲田大学第2政治経済学部政治学科卒業
昭和14年(1939年)東京生まれ

発行日：平成30年11月20日
〒152-0034
東京都目黒区緑が丘1-11-3
電話：03-3723-8167
FAX：03-3717-6223
発行人：須藤 甚一郎

この政務活動レポートは、政務活動費で印刷し配布するものです。